

(経済産業委員会)

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び

北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたこと

について承認を求めるの件(第百九十八回国会閣承認第三号)(衆議院送付)要旨

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により平成三十一年四月九日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成三十一年四月十四日から平成三十三年四月十三日までの間、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。